

<p>■地域の教育力を生かした特色ある学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学校の裁量権の拡大や学校評価システムの導入など、各学校が自主的・自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕組みを整備します。 ○ 学校教育に、地域の人材や NPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもたちに伝達し、活力ある教育活動を展開します。 ○ 地元の商店街や企業との連携による社会体験や就労体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育成します。 ○ 子どもや保護者、地域住民の意見や要望を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、学校教育推進会議の活動を促進したり、PTA との協働関係を深めるなど、子ども・保護者・地域住民の学校経営への参加、参画の仕組みを整えます。 ○ 義務教育期間の 9 年間や中学校・高等学校の 6 年間など長期的な視点で教育活動の展開をはかることで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性をもたせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を実施します。 ○ 各学校の特色化や個性化を進めるとともに、多様な専門学科を有機的につなげ、地域の総合制高校を目指した市立高等学校間の連携を一層強化し、さらに高校の教育内容を広く市民に提供するとともに、地域社会と連携した教育を推進します。
<p>■特別支援教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 従来の障害児教育の対象だけではなく、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含めた障害のある一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進します。 ○ 聾・養護学校は専門性を生かして、特別支援教育の地域センター的な役割を担うなど、機能の拡充を図ります。

<p>■指導・相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラーの有効な活用、相談カードの発行など、いじめ・不登校等に対する相談機能を充実させ、早期発見・解決に向けた取組を図ります。 ○ 不登校児童生徒等に対する指導を行うため、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う適応指導教室の充実や NPO 法人、フリースペースなどの専門機関等と児童生徒の在籍校とが連携をとることで、子どもたちに多様な教育機会の提供や相談機能を充実します。
<p>■幼児教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育、保育資源を生かし、本市の実情に即した幼保一元化に向けた取組を推進します。 ○ 現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、0 歳から就学前のすべての子どもの育ちを支える共通の基本的な内容についての教育・保育カリキュラムを作成します。 ○ 私立幼稚園に対し、障害のある子どもの受入や預かり保育の拡充を含めた支援を行います。



(3) 遊びや体験の場の整備

【現状と課題】

生命を尊び、相手を思いやる心は、さまざまな遊びや体験を通じて、子どもの成長過程を通して育まれていくものです。しかし、近年の社会環境の変化に伴い、子どもの成長にとって大切な自然体験や生活体験が希薄となっているとともに、安心して遊べる場が減少してきています。

そのような中、川崎市では、わくわくプラザを全市立小学校に設置し、子どもの健全育成を推進してきました。また、全中学校区に設置されているこども文化センターでは、平成15年4月から開館時間を夜9時まで延長するなど、特に中学生や高校生の居場所として、利用の促進を図っています。

しかし「川崎市子どもの意識調査」によると、平日の放課後や休日に過ごす場所として、小学生・中学生・高校生とも自宅が一番多く、外で遊んだり、体験したりする機会が少ないことがうかがわれます。

子どもたちの健やかな育成のためには、子ども同士の遊びや、自然や社会とのふれあい、文化・芸術・スポーツ活動などの豊かな体験を重ねていくことが重要であり、そのためには、公園など、子どもたちが自由にいきいきと遊べる場の整備と、自然・文化・芸術・スポーツなどに親しみ、仲間づくりやさまざまな体験ができる取組を家庭・地域・学校が協力して進めていく必要があります。

図 平日の放課後を過ごす場所

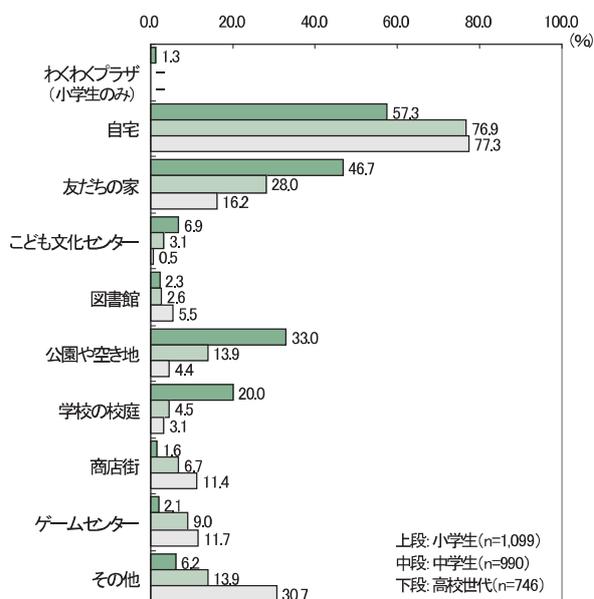
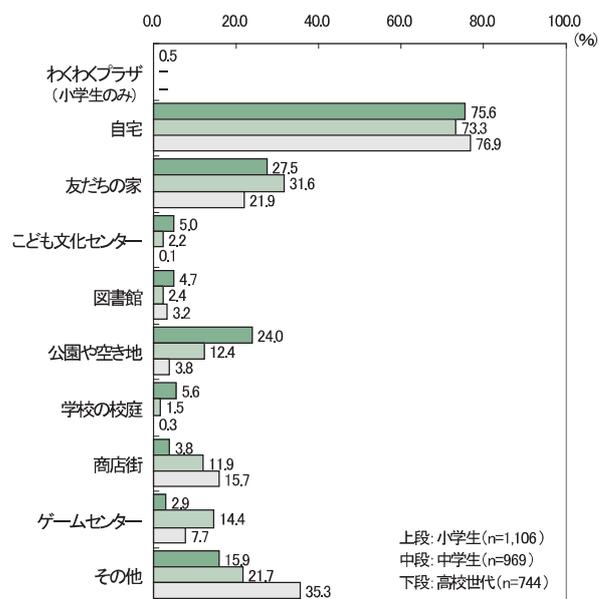


図 休日を過ごす場所



(資料)「川崎市子どもの意識調査報告書 (平成16年)」

【施策展開の方向性】

子どもがいきいきと遊べる場や居場所づくりを進め、健全育成を図ります。また、自然とのふれあいや文化・芸術活動、スポーツ活動への参加の機会を提供し、子どもの体験活動や心身の健康づくりを支援します。

【推進施策】

◎は重点施策

推 進 項 目	内 容
<p>■子どもの遊びと健全育成の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ こども文化センターが、中学生、高校生の居場所として、より利用しやすくなるよう整備を進めます。 ○ 放課後、小学校から直接こども文化センターへ来館し、利用できるアスカル制度により利用の利便性を図ります。 ◎ 放課後、学校施設を利用し、子どもに遊びの場を提供するわくわくプラザを充実します。 <p><放課後児童健全育成事業（国庫補助対象） 平成 16 年度 56 か所 ⇒平成 21 年度 71 か所></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちが歩いていける範囲に街区公園などの身近な公園を整備します。 ○ 里山の自然環境など立地特性を生かした個性と魅力ある大規模公園緑地づくりを推進します。 ○ 老朽化した近隣・地区公園を活性化するために、市民との協働により整備計画を策定するリフレッシュパーク事業を推進します。 ○ 子どもが学び、遊び、作り続ける施設であり、子どもたちの居場所としての機能を持つ「子ども夢パーク」において、スタッフの育成などを進め、充実を図ります。

<p>■自然体験学習等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 青少年教育施設において、子どもの自然とのふれあいや野外活動の体験、仲間づくりなどを推進します。 ○ 青少年の家、八ヶ岳少年自然の家における青少年団体宿泊研修を通じて、青少年の社会性や豊かな人間性を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。 ○ 青少年科学館において、プラネタリウムによる天文学習や、地層や植物の自然観察・科学実験などの各種学習・教室を実施します。 ○ 各地域において夏休み親子工作教室などを実施し、創作活動を通して、親子のふれあいと子どもの創造性を育みます。
<p>■文化・芸術活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園において、芸術、文化、美術、伝統、歴史などに触れ、体験する機会を促進します。 ◎ 子どもの音楽活動の推進を目指して、音楽の祭典、オーケストラ鑑賞、行進曲かわさきの制作、地域の音楽家との交流などを推進します。 ○ お話のおもしろさ、本を読む楽しさを体験できるように、公立図書館において幼児、小学生を対象に、おはなし会を開催し、子どもと本との出会いを促進します。 ◎ 学校図書館の充実と有効活用を図るため、学校図書館ボランティアの育成や、公立図書館との連携を推進することにより、子どもの読書習慣の形成を進めます。
<p>■スポーツ活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の自主的な運営による総合型地域スポーツクラブを育成し、子どもたちの健康・体力づくりや世代間の交流を促進します。 ○ スポーツセンター等において、子どもたちがスポーツに親しむ場や、スポーツを通じて親子がふれあう機会を提供します。

6. 子どもと子育てにやさしいまちづくり

(1) 子育てに配慮した住宅の整備

【現状と課題】

川崎市の世帯数は、一貫して増加するものの、世帯人員で見ると1人（単身）、2人世帯が増えており、3人以上世帯は横ばい、4人世帯、5人以上世帯は減少し、少子化の傾向を示しています。特に、30才代、40才代の4人世帯、5人以上世帯の減少が激しくなっています。

1住宅当たりの延床面積の平均（平成10年）は、約61㎡で10年前と比べると3㎡増えるなど、全体的には居住水準は改善されていますが、借家（約37㎡）は、持家（約94㎡）に比べてかなり狭く、30才代の世帯での居住水準の改善の動きは鈍くなっています。

高齢者の単身、夫婦世帯が広い持家に住む一方、狭い借家に4人、5人のファミリー世帯が住むなど、住宅の広さと世帯規模のミスマッチが生じています。

「行動計画ニーズアンケート調査」によると、理想とする子どもの数より実際の子どもの数が少ない理由（複数回答）は、民間の借家に住む世帯やマンション（持家）に住む世帯では、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」に次いで、「家が狭い」が2番目に多くなっています。

現在の住居について、問題を抱えている世帯は6割を超え、その内容は、民間の借家に住む世帯では、「住居費（家賃等）の負担が大きい」が最も多く、このほか、「ゆとりある広さの賃貸住宅の物件が少ない」、「住宅ローンを組むことに不安がある」が多くなっています。

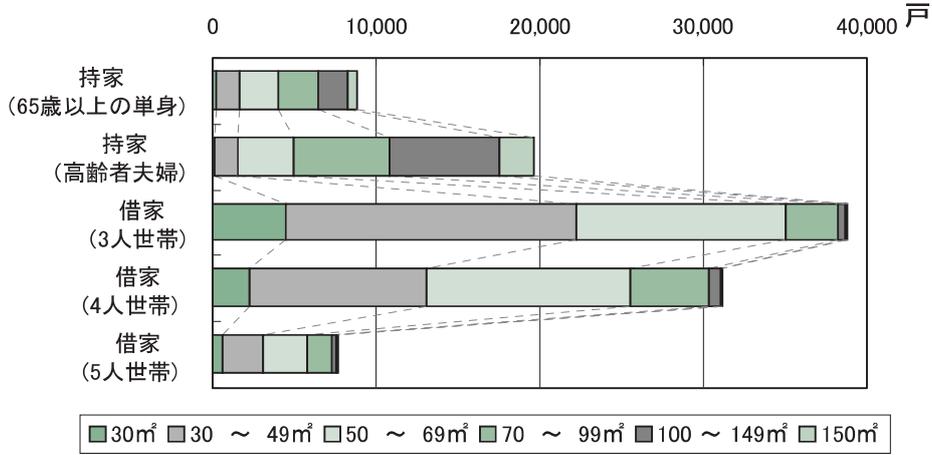
マンション（持家）に住む世帯では「子どもが騒ぐと階下や隣戸から苦情が出る」の割合が高くなっています。

また、民間の賃貸住宅において、小さい子どものいる世帯の入居が敬遠される傾向もあります。

このように、少子化が進行するなか、一定の居住環境の改善は見られるものの、借家やマンション居住世帯を中心として、特に若年子育て世帯の居住環境に課題があり、子育てに配慮された相応の居住環境が必ずしも実現していない現状があります。

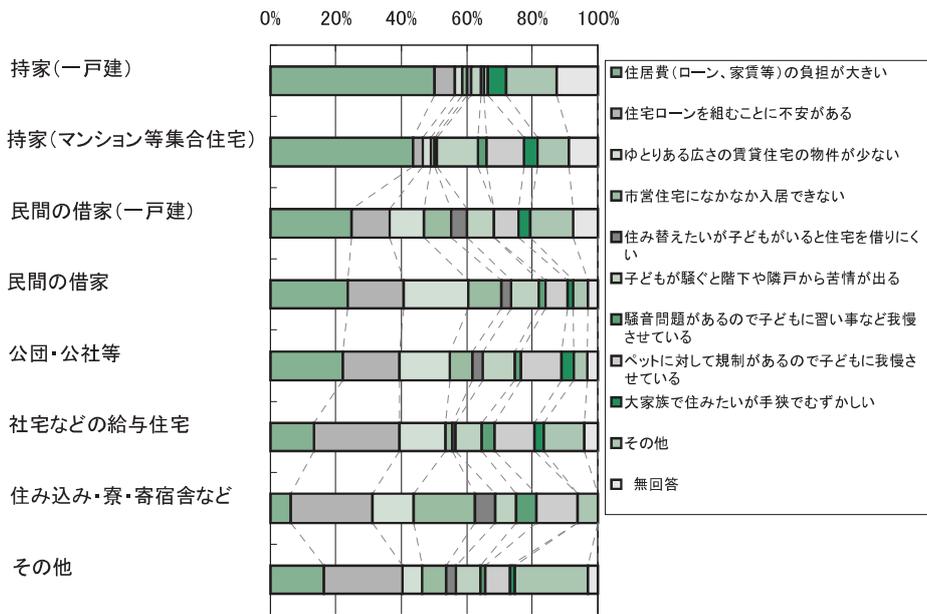
こうしたことから、子育て世帯の住まいづくりを積極的に支援しつつ、子育て世帯に配慮した住宅の誘導、整備を行う必要があります。

図 持家高齢者世帯と借家ファミリー世帯の規模別住戸数



(資料) 総務省「住宅・土地統計調査(平成10年)」

図 住宅の所有関係別住宅問題の内容



(資料) 「川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書(平成16年)」に基づく。

【施策展開の方向性】

子育て世帯がゆとりのある住環境の中で生活ができるようファミリー向け賃貸住宅の供給の誘導、特定優良賃貸住宅等の入居促進を図ります。また、市営住宅における入居機会の拡大を工夫していきます。

【推進施策】

◎は重点施策

推 進 項 目	内 容
■子育てに配慮した民間住宅の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不足している適切な広さのファミリー向け賃貸住宅の供給を誘導するため、住替えを希望する高齢持家世帯の住宅を有効活用し、子育て世帯が子育ての一定期間、負担可能な家賃で利用できるような定期借家戸建賃貸住宅等の普及方策について検討します。 ○ 子育て世帯の入居が促進されるよう、騒音対策や子育て支援施策との連携が図られているなど、子育て対策が施されたマンション等の共同住宅の普及方策を検討します。
■特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定優良賃貸住宅等は子育て世帯に利用しやすいよう、子供の数に応じた収入基準の緩和と家主（認定事業者）による入居者負担額の抑制策などを検討します。
■市営住宅の入居システムの工夫	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市営住宅の入居において、ひとり親世帯、多子（子供が3人以上）世帯や、若年子育て世帯など、より住宅に困窮する世帯の入居機会の拡大が図れるよう、入居システムを工夫します。
■健康で安全な居住環境の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住居内における健康上の危害の発生防止や快適で安全な居住環境の確保を支援するため、情報提供、啓発活動、市民相談等健康リビング推進事業の充実を図ります。

(2) 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

子育てにやさしいまちづくりを推進するためには、子ども連れであっても、安心して外出できる生活環境の整備が必要です。

本市では、すべての人々が住み慣れた地域社会において、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送れるよう「福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが安全かつ快適に利用できるように配慮した建築物や道路等の整備を促進しています。

また、バリアフリーを進めるという点では、福祉のまちづくり条例と目的を同じくするものですが、交通バリアフリー法も制定されておりますので、法による公共交通機関の施設や一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）の整備等とも連携し、今後とも、福祉のまちづくりの一層の推進を図る必要があります。

さらに、道路交通環境においては、生活道路の大部分を占める幅員 9m未満の道路において死亡事故の約7割が発生していることから、生活道路に視点を果たした安全で安心な歩行者空間の確保と交通事故削減を目指した効果的な道路整備を推進する必要があります。

【施策展開の方向性】

妊婦や子ども連れでも安心して外出できるよう公共的施設への授乳コーナー、ベビーベッド等の設置や鉄道駅舎へのエレベーターの設置を促進するとともに、安全で快適な道路環境の整備等を進めます。

【推進施策】

◎は重点施策

推 進 項 目	内 容
■福祉のまちづくりの推進	◎ 市民にやさしいまちづくりを進めるため、「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいた建築物や道路、公園等の整備を推進します。
■授乳コーナー、ベビーベッド等の設置の促進	○ 子どもを連れて安心して外出できるよう、公共的施設への授乳コーナーやベビーベッドの設置を促進します。

<p>■ バリアフリー化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基本構想を策定します。 ○ 基本構想に基づき、歩行空間の整備等を重点的に実施します。 ○ 鉄道駅舎へのエレベーターの設置を促進します。
<p>■ 安全で快適な道路環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人の利用の安全・快適に配慮した道路の新設・改築等の道路整備を進め交通安全対策を推進します。 ○ 交通事故の多発している道路、その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、「あんしん歩行エリア」に指定し総合的な交通安全対策を進めるなど、効果的な取組により死傷事故の削減を図ります。



(3) 子どもの安全を確保する活動の推進

【現状と課題】

平成 16 年の全国における交通事故死者数は 7,358 人で、2 年連続の減少が見られました。交通事故発生件数並びに負傷者数も減少しています。また、川崎市の平成 16 年の死者数は 35 人で、交通事故死者数、事故発生件数及び負傷者数は減少傾向にあるものの、依然として厳しい状況にあり、学校や地域などでの交通安全教育の充実に向けた取組がさらに必要です。

また近年では、子どもが犯罪に巻き込まれたり、学校内に不審者が侵入したりするなどの事件が全国で発生している状況があります。

「川崎市子どもの意識調査」によると、「人からこわい思いをさせられたことがある」との回答は、小学生が 39.9%、中学生が 38.2%、高校生が 48.8%でした。こわい思いをした内容は、「知らない人から声をかけられた」が、小学生、中学生、高校生とも最も多く、4 割近くの子どもの「経験がある」と回答しています。

子どもたちを守るには、行政、地域、学校、警察等が連携を図り、子どもたちが安心して生活できる地域づくりをするとともに、「自らの安全は自ら守る」という意識や知識の向上を図るため、子どもの発達段階に応じた安全教育を学習に取り入れたり、事件・事故を未然に防ぐ安全管理能力を育てたりする教育が必要になってきています。

【施策展開の方向性】

子どもの安全を確保するため、交通安全教育の推進や、子どもを犯罪等の被害から守るため学校・警察・PTA・地域などが連携した防犯体制の強化や防犯活動に取り組みます。

【推進施策】

◎は重点施策

推 進 項 目	内 容
<p>■交通安全教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校においては、継続的・計画的に交通安全教育（歩行者としてのマナー及び正しい自転車の乗り方等）を実施し、交通事故から身を守る意識を高める教育を推進します。 ○ 地域と連携し、保護者や高齢者に対し、子どもの手本となるよう交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた交通安全教室を充実します。 ○ チャイルドシートの着用の徹底を図るため、その必要性と着用効果を認識し、正しい着用が行われるよう安全意識を高める啓発活動を推進します。
<p>■子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の公立学校等と警察担当者が、事件や子どもの非行化を未然に防ぐために児童・生徒の諸問題や健全育成について定期的に情報交換を行う川崎市学校警察連絡協議会を充実します。 ○ 子どもたちが事件・事故に巻き込まれることのないよう、地域の安全・防犯体制への取組の強化を推進します。 ◎ 学校防犯について危機管理マニュアルを作成し、施設設備面での安全管理体制を強化し、幼児・園児・児童・生徒に対する安全教育、教職員の危機管理に対する意識の向上などを図り、安全な環境づくりを推進します。 ○ 子どもたちが被害者となる事件や事故を未然に防ぎ、地域の大人が子どもたちを暖かく、見守り育てていくための地域環境づくりを目的とする「こども 110 番」事業の促進を図ります。 ○ 学校と PTA・地域が連携して行う地域パトロール、通学路の安全点検、防犯マップ・安全マップの作成など「子どもの安全のためのネットワーク」づくりを推進します。 ○ 小学校においては低学年児童を中心に防犯ブザーを配布する等、犯罪被害に会わないための行動及び犯罪被害が発生した場合やその恐れがある場合の対処方法などの指導を充実します。

目標事業量設定施策一覧

施 策 名	平成 16 年度	平成 21 年度
保育所定員	11,175 人	12,490 人
延長保育	113 か所 (うち 19 時以降 6 か所)	126 か所 (うち 19 時以降 19 か所)
一時保育	9 か所	20 か所
休日保育	2 か所	7 か所
乳幼児健康支援 一時預かり	2 か所	3 か所
地域子育て支援センター	8 か所	22 か所 (旧子育て広場を含む)
子育て広場	8 か所	
ショートステイ事業	2 人	各区 5 人程度の 対応枠の確保
トワイライトステイ事業	0 人	各区 5 人程度の 対応枠の確保
ふれあい子育てサポート 事業	子育てヘルパー会員 480 人	子育てヘルパー会員 1,000 人
放課後児童健全育成事業 (国庫補助対象)	56 か所	71 か所